昭和初期の県議会議員選挙

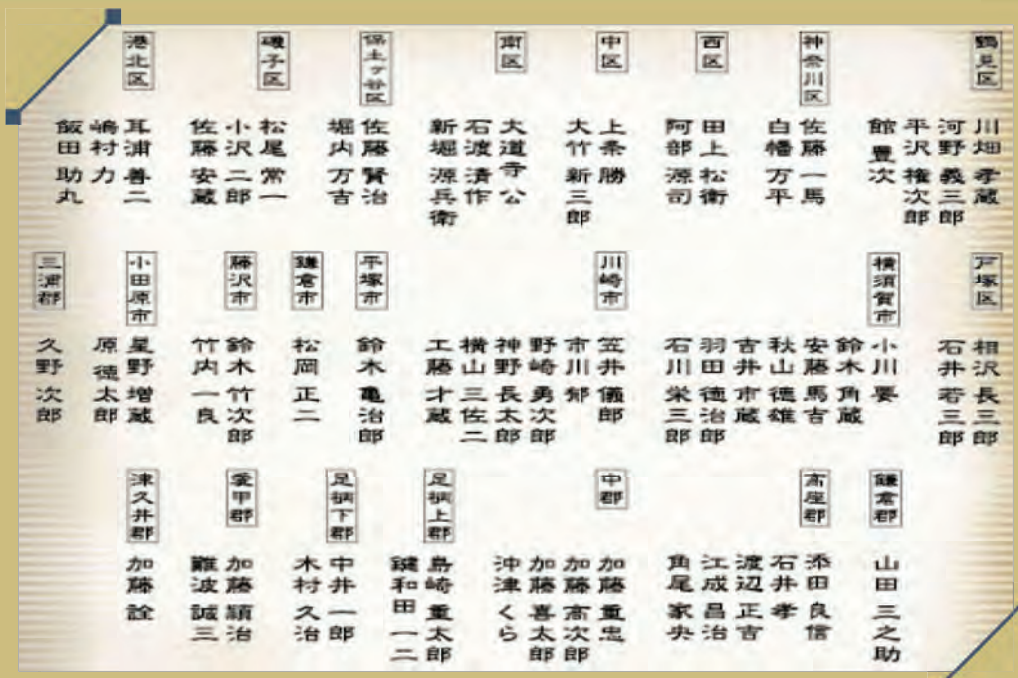

昭和22年に行われた選挙で当選した60名の議員

急増した有権者数

大正14（1925）年に普通選挙制度が始まり、選挙権の納税要件が撤廃されすべての満25歳以上の男子が対象となり、地方議会に大きな変化をもたらしました。

昭和３（1928）年、普通選挙制度施行後に、初めて実施された選挙では、有権者数は大正13（1924）年の８万９千余人から、28万２千余人まで急増しました。

昭和22年（1947）年には、地方自治法が制定され、県議会に常任委員会、特別委員会を設置して部門別、専門的に案件を審査することが可能となり、議会の権限が大幅に強化されました。

昭和3年の現県庁舎完成当時の議場
現在は県庁大会議場として使用されています。

昭和41年完成の現在の議場